



妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する 妊婦健診時の交通費の一部を助成します

—秩父市妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時の交通費支援助成金—

【strong point/ここが言いたい!】

市では、令和7年4月から開始した遠方の分娩取扱施設への分娩時の交通費及び宿泊費助成に加えて、遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時の交通費の一部を助成する制度を10月1日より（令和7年4月1日以降に受診した妊婦健診から適用）開始します。本事業により、妊婦の経済的な負担を軽減し、安心して妊婦健康診査を受けられる体制を整えます。

■対象者

秩父市に住所のある妊婦で、次のいずれかに該当する方

- ①住所地（里帰りしている場合は、里帰り先の居住地）から最も近い妊婦健診の実施が可能な産科医療機関等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦
 - ②医学的な理由等により、周産期母子医療センター（※）等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センター等まで概ね60分以上の時間を要する妊婦
 - ③妊婦健診の実施が可能な産科医療機関等が概ね60分以内にある妊婦であっても、当該産科医療機関等が分娩を取り扱っていない場合において、妊娠後期（概ね妊娠32週頃）等に分娩を予定する分娩施設に切り替えて妊婦健診を受診する妊婦のうち、住所地から最も近い分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動を要する妊婦
- ※妊娠・出産に関する高度医療を提供する医療機関。ハイリスク妊娠や新生児の重症疾患に対応し、母体・胎児・新生児の救急医療や集中治療を行う施設。

■助成内容

分娩取扱施設または周産期母子医療センターまでの移動に要した交通費（往復分）

○自家用車の場合 距離数（km）×18円×0.8

○公共交通機関の場合 実費額×0.8

対象者①・②の方…上限14回

対象者③の方 …上限 7回

■事業費

296千円（令和7年度秩父市一般会計補正予算（第2回））

（国1/2、県1/4、市1/4負担）

保健医療部保健センター

担当者：浅見・久保・山越

☎0494-22-0648

FAX：0494-22-5338

